

令和 4 年度男女共同参画プラン進捗状況

- ※ この資料は、本プランの全 86 施策の進捗状況をまとめた資料になります。
- ※ 施策の評価は、取組実績や指標の実績値等を踏まえ、以下のとおり評価しています。
 - 「A」… 目標を十分に達成している / 成果がかなり上がっている
 - 「B」… 目標を概ね達成している / 成果が上がっている
 - 「C」… 目標の達成があまり見込まれない / 成果があまり見込まれない
- ※ 令和 4 年度は、A 評価 3 施策、B 評価 75 施策、C 評価 8 施策となっています。

目標1 男女共同参画社会を支える市民の意識づくり

令和4年度(R5.3月末現在)男女共同参画プラン進捗状況調査

方針1 人権を尊重する意識の醸成

(1) 人権尊重意識高揚のための普及・啓発活動の充実

施策 NO.	施策名	施策の具体的内容	令和4年度の主な取組実績・成果 (R5.3月末)	指標 基準値: H30 目標値: R6	令和3年度 実績値(参考)	令和4年度 実績値 (R5.3月末)	令和4年度実績値 算出根拠(算出式) 及び増減の理由	現在の主な課題	令和4年度 施策評価	令和5年度取組みへの主な工夫・配慮	関 係 課
1	人権問題啓発事業の推進	「人権を考える会」において、小中学生の人権作文の発表及び講演会、人権作品(作文・標語等)表彰を行い、人権を尊重する意識の醸成に努めます。また、「羽島市人権施策推進指針」に基づき、人権意識の高揚を図ります。	○人権意識の高揚を図るため、小中学生を対象に「人権作文コンクール」を実施し、74作品(R3.84作品)の応募があった。最優秀賞作品を、広報紙(R4.12月号)に掲載した。 ○3年ぶりに「人権を考える会」を開催し、人権作文及び人権作品の表彰・発表と人権講演会を行った。 ○市における人権の各施策を推進するため、第2次羽島市人権施策推進指針を策定した。 ○中学生を対象に羽島市人権擁護委員会による「人権標語コンテスト」を実施し、493作品(R3習字:157作品)の応募があった。 ○同コンテストの入賞作品を、広報紙(R4.12月号)に掲載した。	—	—	—	—	○人権は学校・職場・地域社会など日常生活のあらゆる場面に関係することから、発達段階やライフステージに応じた人権教育の推進が必要である。 ○人権意識の高揚に効果的な啓発方法を検討する必要がある。	B	○「人権を考える会」を開催し、市民一人ひとりが人権について考える機会を設ける。 ○人権施策推進指針の進捗管理を行い、市としての人権意識の高揚を図る。 ○人権について考える機会となるコンテストの実施方法を検討する。	生涯学習課 市民総合相談室
2		「人権を考える会」において、小中学生を対象に実施する「社会を明るくする運動作文コンテスト」の最優秀者の表彰を行うとともに、その作品を広報紙や市ホームページに掲載し、非行等のない地域社会の構築について考える気運の高揚を図ります。	○非行等のない地域社会の構築について考える気運の高揚を図るため、小中学生を対象に「社会を明るくする運動作文コンテスト」を実施し、82作品の応募があった。 ○同コンテストの最優秀賞作品を、広報紙(R4.12月号)や市ホームページに掲載した。	—	—	—	—	○年度ごとに応募数の増減がある。	B	○小中学校及び義務教育学校へ募集依頼を行う。	福祉課
3	家庭教育学級の開催	市立幼稚園や小中学校及び義務教育学校において、防災、防犯、救急救命、情報モラルなどの家庭教育に関する学習情報を提供し、PTA及び保護者主体のもと開催される家庭教育学級の開催について支援します。また、各家庭でも取り組むことができる活動を家庭教育学級に位置づけ、母親だけでなく父親も子育てに積極的に関われるよう努めます。	○各家庭教育学級で、学校行事参加型や在宅取組型等、参加者が増えるような工夫ある取組みを実施することができた。	家庭教育学級の参加率 H30:66.6% R6:70%	83.1%	85.0%	(延べ対象者数)÷(延べ参加者数)×100 在宅取組型の家庭教育学級の充実により、高い参加率が実現している。	○家庭教育学級によって、開催学級数や参加者数の差が大きい。	B	○令和4年度の取組みを、市ホームページで公開する。	学校教育課
4	羽島市生涯学習情報誌「学びEyeはしま」による啓発	行政主催の事業、各コミュニティセンター・近隣大学主催の講座、サークル、福祉・ボランティア団体主催の行事などを広く掲載し、市民が自ら学ぶ生涯学習への参加促進を図ります。また、市民にわかりやすい誌面となるよう工夫するとともに、継続した情報提供を行い、学んだ成果を地域で活かす「地域づくり型生涯学習」につなげていきます。	○8月以降の実施予定の講座を情報誌にまとめた。ただし、コロナの影響により中止となる講座もあった。 ○情報誌を市内全戸配布及び関係施設へ配架するとともに、市ホームページ上でWeb版を公開した。	—	—	—	—	○コロナの影響により行政主催の事業、各コミュニティセンター主催の掲載する講座の数が減少している。	B	○掲載する講座の数をコロナ禍前と同程度に近づけられるよう、各施設と連携を図る。 ○情報誌の全戸配布に加え、市ホームページ、SNS等への掲載を行うことで、年齢等問わず広く情報提供を行う。	生涯学習課
5	人権擁護委員による意識啓発	人権擁護委員が1市2町(羽島市、笠松町及び岐南町)の各保育園等において、年4回行う人権啓発活動を支援します。	○人権擁護委員が、1市2町(羽島市、笠松町及び岐南町)の各保育園等において、R4.6月・9月・11月・R5.1月に人権啓発活動を実施した。	—	—	—	—	○コロナの影響により対象園児が年長児のみに縮小されていたため、対象者を従前に戻す必要がある。	B	○対象園児を従前に戻すことについて、岐阜市人権擁護委員協議会羽島地区部会と協議する。	市民総合相談室
6	社会人権教育推進協議会に対する意識啓発	自治会、民生委員・児童委員、老人クラブなど、市内各種団体の委員で構成する社会人権教育推進協議会において、社会教育における人権について協議し、人権に関する意識啓発に努めます。	○社会人権教育推進協議会において、第2次羽島市人権施策推進指針策定に向け、意見交換を行った。 ○同協議会委員に人権作文コンクールの審査に協力いただくことで、人権に関する意識啓発を行った。	—	—	—	—	○多様な性等近年意識されてきた人権問題もあり、正しい理解と認識を深めていくことが重要である。	B	○社会情勢等を正確に捉え、人権に関する正しい情報発信に努める。	生涯学習課
7	男女共同参画に関する総合的な情報提供	男女共同参画週間等について、広報紙、市ホームページ及びSNSで広く周知を図り、男女共同参画の理解の促進を図ります。また、各種講演会などの機会に国・県などのリーフレットを活用し、積極的な情報提供に努めます。	○男女共同参画週間(6月23日～29日)や他団体のセミナー等について、市ホームページ等で広く周知を図った。 ○市公式YouTubeチャンネル内において、男女共同参画の出演講座紹介動画を配信し、男女共同参画に関する理解の促進に努めた。	—	—	—	—	○コロナの影響により中止していた市及び各種団体が主催する行事等の再開に伴い、同行事等を通して効果的な情報発信を行う必要がある。	B	○男女共同参画に関するセミナー等の実施について、市ホームページやチラシの配布等により広く周知を図る。	市民協働課
8	人権相談の実施	人権相談を毎月1回開設するとともに、年2回の特設相談を実施します。人権相談の開設を広く周知し、更なる人権意識の高揚・普及に努めます。	○人権相談を毎月第2木曜日(特設相談は6月1日)に実施し、1人の相談があった。	—	—	—	—	○人権相談を毎月1回実施しているが、利用者が少ないため周知が必要である。 ＜参考：人権相談件数＞ 令和2年度 1人 令和3年度 0人 令和4年度 1人	B	○市の人権相談や、岐阜地方務局等の相談窓口について、広報紙及び市ホームページ等で周知する。	市民総合相談室
9	LGBT等への理解促進	LGBT(性的少数者)やSOGI(性的指向・性自認)等に関する正しい情報の提供を行うとともに、理解促進のための教育や啓発活動を進めるほか、相談の支援等を行います。	○人権相談を毎月第2木曜日(特設相談は6月1日)に実施し、1人の相談があった。 ○中学生向け啓発リーフレットを活用するとともに、LGBT等に関する情報を市ホームページに掲載し、理解の促進に努めた。 ○出演講座紹介動画にLGBT等に関する情報も含め、市公式YouTubeチャンネル内で配信し、広く周知を図った。	LGBTの内容を知っている人の割合 H30:35.6% R6:50%	—	—	5年ごとに実施するアンケートのため、数値未確定	○人権相談を毎月1回実施しているが、利用者が少ないため周知が必要である。 ○最新の社会情勢を注視し、多様性を表現する新たな呼称を把握する必要がある。	B	○市の人権相談や、岐阜地方務局等の相談窓口について、広報紙及び市ホームページ等で周知する。 ○最新の社会情勢から多様性を表現する新しい呼称などを把握し、正確な情報の発信に努める。	市民総合相談室 市民協働課

施策 NO.	施策名	施策の具体的内容	令和4年度の主な取組実績・成果 (R5.3月末)	指標 基準値: H30 目標値: R6	令和3年度 実績値(参考)	令和4年度 実績値 (R5.3月末)	令和4年度実績値 算出根拠(算出式) 及び増減の理由	現在の主な課題	令和4年度 施策評価	令和5年度取組みへの主な工夫・配慮	関 係 課
(2) 性を尊重する意識の高揚											
10	性教育の推進	小中学校及び義務教育学校の授業において、男女のそれぞれの身体の仕組み、心と体の相互の影響、生殖に関わる機能等について、発達段階に応じた性教育を適切かつ計画的に進めます。	○特別活動や保健体育の授業で、児童生徒の実態や発達段階に応じた性に関する教育を進めた。 ○養護教諭や保健主事等と学校医が連携を図り、学年の発達段階に応じた性教育の授業を計画し、性教育の推進を進めた。	—	—	—	—	○学校医を始め、専門家との連携を促すとともに、保護者へ通知やLGBTQなど、実態や実情に応じた性教育を取り入れるために、教師の理解も必要である。	B	○学校における性教育の指導内容を検討し、学習指導要領を踏まえて指導する。	学校教育課
11	有害図書取り扱いについての啓発	県青少年健全育成条例に基づく立ち入り調査を毎月実施し、強化月間(7月・11月)には複数回の調査を行います。また、有害図書・DVDの販売及び陳列掲示等について、条例遵守を店舗に働きかけます。	○年5回(7・9・11・12・1月)の立ち入り調査を行うとともに、令和4年7月及び11月は強化月間として、人員を増員し実施した。 ○定期的に調査を行うことで、店舗との信頼関係が構築され、有害図書・DVDの販売や陳列掲示が健全に実施された。	—	—	—	—	○立ち入り調査を実施しながら、店舗との信頼関係を構築し、児童生徒に関する情報連携を密にしていく。	B	○新規店舗の情報を得ながら、漏れがないように、立ち入り調査を定期的に実施する。	学校教育課

目標1 男女共同参画社会を支える市民の意識づくり
方針2 男女平等を基本とする教育・学習の充実
(1) 学校における男女平等教育の推進

令和4年度(R5.3月末現在)男女共同参画プラン進捗状況調査

施策 NO.	施策名	施策の具体的内容	令和4年度の主な取組実績・成果 (R5.3月末)	指標 基準値: H30 目標値: R6	令和3年度 実績値(参考)	令和4年度 実績値 (R5.3月末)	令和4年度実績値 算出根拠(算出式) 及び増減の理由	現在の主な課題	令和4年度 施策評価	令和5年度取組みへの主な工夫・配慮	関 係 課
12	男女平等教育に関する 指導研究	人権教育の中に男女平等教育を位置づけ、推進します。人権教育研修を管理職・人権教育主任・中堅教員を対象に毎年計3回実施するとともに、研修を受けた管理職・教員が各学校で伝達講習会を行うことで、小中学校及び義務教育学校における人権教育の推進を図ります。	○令和4年5月、9月に管理職・教員が人権教育研修会の研修を受講し、受講した教員等が各学校で人権教育の講習会を行った。 ○人権教育における行動力の育成に向け、各学校で「ひびきあい活動」を実施した。	—	—	—	—	○LGBTQ等、多様化する人権問題に対して、教職員の人権感覚を高めるため、校内研修や「ひびきあい活動」等の充実を図るとともに、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを継続する必要がある。	B	○多様化する人権問題に対して、正しい情報に基づく適切な判断と行動力を養い、偏見や差別の防止の徹底に努める。 ○学校が主催する夏季研修で人権教育の講座を設け、教職員の人権感覚を高める。	学校教育課
13	道徳教育の充実	道徳教育実践校の現状を把握・指導しながら、男女平等教育につながる内容を含めた総合的な道徳教育を推進します。また、「考え、議論する道徳」の実現に向け、道徳科の授業の充実を図ります。	○日々の教科指導において、男女平等教育につながる内容を含めた総合的な道徳教育を推進するとともに、道徳教育実践校を訪問し、各学校の道徳教育の推進状況を把握し指導を行った。	H30 【小学生】 市 89.2% 県 89.3% 国 90.2% 【中学生】 市 85.0% 県 85.4% 国 85.0% R6:国・県値を上回る	R3 【小学生】 市 84.2% 県 85.4% 国 84.8% 【中学生】 市 84.1% 県 82.8% 国 82.0%	R4 【小学生】 市 83.9% 県 86.2% 国 85.6% 【中学生】 市 83.4% 県 83.5% 国 82.7%	全国学力・学習状況調査において、下記の質問に当てはまる、どちらかといえば当てはまると答えた児童生徒の割合 1 自分には、よいところがあると思いますか 2 将来の夢や目標を持っていますか 3 自分でやると決めたことは、やり遂げるようにしていますか 4 難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦していますか 5 人が困っているときは、進んで助けていますか 6 いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか 7 人の役に立つ人間になりたいと思いますか	○道徳的諸価値の理解を深めるため「考え、議論する道徳」の一層の充実を図ることが必要である。 ○「特別の教科」(道徳科)としての授業実践等と交流・共有することが必要である。	B	○「考え、議論する道徳」の一層の充実を図るため、答えが一つでない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題として捉え、向き合う時間の充実を図る。 ○授業においては、道徳的諸価値の理解を基に、自己をみつめ、様々な物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習過程を充実させる。	学校教育課
14	コミュニティ・スクール への参画	各小中学校及び義務教育学校の学校運営協議会(コミュニティ・スクール)が中心となり、家庭・地域活動において、コロナの感染防止対策を講じながら、誰もが地域活動に参画できるような働きかけを行った。	○各学校運営協議会(コミュニティ・スクール)が中心となり、家庭・地域活動において、コロナの感染防止対策を講じながら、誰もが地域活動に参画できるような働きかけを行った。	コミュニティ・スクールの理解度 H30:30% R6:60%	67%	59%	保護者アンケート「コミュニティ・スクールについて理解している」について 「そう思う」「そうかなと思う」と回答した割合	○委員が多数所属しているが、役割が細分化されており、効率化を図るために活動ごとに関係のある委員のみで協議を実施することが求められる。	B	○多数いる委員全員が集まることなく、少人数でも計画や活動が進められるよう、役割や活動内容ごとに協議を実施する組織運営を推奨する。	学校教育課
15	保護者に対する男女平等教育の働きかけ	授業参観や懇談会などに、より多くの保護者が参加できるよう努めるとともに、PTAと学校が連携し、学校教育に誰もが平等に参画するよう働きかけます。	○コロナの影響が軽減され、PTA総会は、授業参観、運動会で少しでも多くの保護者が参加できるよう努めた。 ○保護者は男女関係なく授業参観等に参加していた。	H30:34.8% R6:50% ・学校教育の場において男女の地位が「平等」と感じている人の割合 H30:53.5% R6:65%	—	—	5年ごとに実施するアンケートのため、数値未確定	○コロナ禍や教員の働き方改革の影響により学校行事の見直しが行われた。保護者が学校と関わる機会が減少していないかを考慮する必要がある。	B	○授業参観や行事、稲刈りなどの体験活動の学校教育活動に、より多くの保護者が平等に参画するように働きかける。	学校教育課
16	中学生向け啓発リーフレットの作成と配布	男女共同参画の啓発リーフレットの作成にあたり、社会情勢に見合った最新の動向やデータを掲載するなど内容の充実を図ります。また、そのリーフレットを各中学校及び義務教育学校へ配布・活用することにより、青年期からの男女共同参画に関する意識の醸成に努めます。	○男女共同参画に関する意識の醸成を図るため、中学生を対象に男女共同参画の啓発リーフレットを配布した。 ○同リーフレットに関する意見を学校から聴取し、次回改訂時の改善点として把握した。	各校における男女共同参画に関する授業・講演会等の実施回数(年間) H30:-1回 R6:1回/校	1回/校	1回/校	【算出根拠】 実施した学校数5校/対象の学校数5校	○リーフレットを活用し、学校の実情や生徒の実態等を踏まえ、男女共同参画に関する意識を醸成するとともに、リーフレットが社会情勢に見合った内容になっているか検証を行う必要がある。	B	○各中学校及び義務教育学校に対し、同リーフレットの積極的な活用について働きかけを行う。 ○社会情勢に見合った内容に改訂していくとともに、授業を実施する学校の意見を聴取する。	市民協働課 学校教育課

(2) 家庭・地域における男女平等教育の推進

17	学習機会と情報提供の 充実	各コミュニティセンターにおいて、男女共同参画に関するチラシ等を配布し、積極的な情報提供に努めます。また、出前講座の実施により、男女平等教育に関する正しい理解と認識の普及につなげます。	○「岐阜県男女共同参画・女性の活躍支援センター」の取組み等の周知を図るため、市ホームページへの掲載等により、情報発信を行った。 ○市公式YouTubeチャンネル内において、男女共同参画の出前講座紹介動画を配信し、男女共同参画に関する理解の促進に努めた。	男女共同参画に関する出前講座実施回数(年間) H30:1回 R6:2回	1回	○実施回数/1回 ○出前講座紹介動画配信	○当該所管の羽島中央生活学校で、2月に実施した出前講座を計上した。	○「岐阜県男女共同参画・女性の活躍支援センター」と定期的に連携を行い、同センターの取組み等を広く周知する必要がある。	B	○「岐阜県男女共同参画・女性の活躍支援センター」と適宜情報を共有する。	市民協働課
----	------------------	---	---	---	----	-------------------------	-----------------------------------	--	---	-------------------------------------	-------

施策 NO.	施策名	施策の具体的内容	令和4年度の主な取組実績・成果 (R5.3月末)	指標 基準値: H30 目標値: R6	令和3年度 実績値(参考)	令和4年度 実績値 (R5.3月末)	令和4年度実績値 算出根拠(算出式) 及び増減の理由	現在の主な課題	令和4年度 施策評価	令和5年度取組みへの主な工夫・配慮	関 係 課
18	自治会回覧による啓発	関係部署と連携しながら、男女共同参画に関するチラシを自治会回覧することにより、積極的な情報提供に努め、男女共同参画社会に関する正しい理解と認識の普及につなげます。	○生涯学習課所管の「出前講座」に男女共同参画に関連する講座を登録し、回覧にて周知した。(R5.4月) ○女性人材バンクに関するチラシを回覧し、同制度の登録者増加を図った。(R5.1月)	自治会回覧の実施回数(年間) H30: -回 R6: 1回 地域活動の場において男女の地位が「平等」と感じている人の割合 H30:33.7% R6:50%	1回	2回	○出前講座、女性人材バンクのチラシの回覧を計上した。 5年ごとに実施するアンケートのため、数値未確定	○回覧の種類が多い時期や少ない時期もあり、全ての情報が効果的に伝わったとは言いが、市ホームページやSNS等で効果的に発信していく必要がある。	B	○回覧文書を精査して情報発信を行うとともに、市ホームページやSNS等も効果的に活用して周知する。	市民協働課
19	閲覧用図書による教育・学習活動の充実	蔵書や国・県からの白書・統計書を揃え、男女共同参画に関する情報取得の機会の提供に努めます。また、男女共同参画週間には、関連図書の展示コーナーを設置することにより、男女共同参画社会に関する正しい理解と認識の普及につなげます。	○男女共同参画週間に合わせ、関連図書の展示コーナーを設置することで、男女共同参画社会に関する正しい理解と認識の普及に努めた。	—	—	—	—	○コロナの影響により利用者が減少したほか、赤ちゃんタイムなどの集団で行う事業を実施できなかった。	B	○男女共同参画に関する書籍を展示するとともに、高齢者や障がい者、日中の来館が困難な方でも利用できるよう、電子書籍での男女共同参画に係る書籍を紹介をすることで、非来館者サービスの充実に努める。	図書館

目標2 男女がともに働くための環境づくり

令和4年度(R5.3月末現在)男女共同参画プラン進捗状況調査

方針1 仕事と家庭、地域活動を両立するための環境づくり

(1) 仕事と家庭の両立のための社会的支援

施策 NO.	施策名	施策の具体的内容	令和4年度の主な取組実績・成果 (R5.3月末)	指標 基準値: H30 目標値: R6	令和3年度 実績値(参考)	令和4年度 実績値 (R5.3月末)	令和4年度実績値 算出根拠(算出式) 及び増減の理由	現在の主な課題	令和4年度 施策評価	令和5年度取組みへの主な工夫・配慮	関 係 課
20	ライフスタイルに対応した保育サービスの充実	多様化するライフスタイルの中で、必要とされる保育ニーズに応えるため、仕事と子育ての両立支援ができるよう保育サービスの充実・努めます。また、延長保育等の保育を実施する保育園等に対して、円滑な運営に向けた支援を行います。	〇障がい児保育のほか、一時預かりや延長保育等の特別保育を実施する保育園等に対して補助金を交付するとともに、保護者のニーズに応じた保育サービスを提供した。	—	—	—	—	〇「幼児教育・保育の無償化」による一部保育サービスの無償化の制度周知・啓発等も含め、保護者ニーズに合致した必要な保育サービス提供の充実に向けて検討する必要がある。	B	〇保育サービスの提供を実施する保育園等への支援を行うとともに、一時預かり事業への補助額の増額を行うなど、より保護者ニーズに合致した運営支援を心がける。	子育て・健幸課
21	放課後児童教室の実施	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全育成を図ります。また、利用ニーズに応えるため、学校内の空き教室を活用し、場所の確保に努めるとともに、指導員を確保し、長期休暇期間の開室に対応できる体制を整えます。	〇通年の実施や夏季休業期間等の長期休暇期間も開室し、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全育成を図った。	放課後児童教室待機児童数 H30: 0人 R6: 0人	0人	0人	増減なし	〇長期休暇期間中の教室の確保、教室の増加に伴う支援員等の確保が課題である。	A	〇学校の空き教室を活用し、教室の確保に努める。 〇支援員等を確保するために、継続して人材を募集するとともに、人材派遣を活用し、長期休暇期間に対応できる人材の確保に努める。	子育て・健幸課
22	ファミリー・サポート・センター事業の推進	育児の援助を受けたい人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(提供会員)をそれぞれ会員として登録し、会員間の育児の相互援助活動を支援します。保護者の迎えが困難な場合に同制度を活用することで、働く親の育児を支援します。	〇育児の援助を受けたい依頼会員と育児の援助を行いたい提供会員それぞれに対し、会員間の育児の相互援助活動を支援した。	ファミリー・サポート・センター事業利用件数(年間) H30: 465件 R6: 640件	346件	584件	保育所等登園前、帰宅後の預かり、保育所等への送迎希望の増加のため。	〇依頼会員と比較して提供会員が少なく、提供会員の確保が課題である。 〇依頼する人が限定的であるため、事業の周知が必要である。	C	〇図書館などの市内各施設に募集チラシを設置することで、提供会員を広く募集する。 〇乳幼児健診(10ヵ月児、1歳6か月、3歳児)、保育園の入園時等の機会に事業を周知することで、依頼会員を広く募集する。	子育て・健幸課
23	病児保育・病後児保育事業の推進	生後7ヶ月より小学3年生までの児童の病気や病気の回復期に、保育園等での集団保育や保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合には、一時的に専用施設において保育を行い、保護者が安心して仕事と子育ての両立ができるよう支援します。また、制度について、市ホームページ、広報紙、母子手帳アプリ、子育てハンドブック等で広く周知を行います。	〇病児がコロナのPCR検査等で陰性であるということが証明できる場合等は受け入れ可能とし、保護者が安心して仕事と子育ての両立ができるよう支援した。	病児保育・病後児保育事業利用件数(年間) H30: 253件 R6: 350件	49件(広域7件)	75件(広域14件)	市内および広域利用ともに増加傾向のため。	〇増加傾向であるが、コロナ禍前と比べると、病児保育・病後児保育事業の利用者が減少している。	C	〇乳幼児健診(10ヵ月児、1歳6か月、3歳児)、保育園の入園時等の機会に事業を周知し、効果的に事業を実施する。	子育て・健幸課
24	育児・介護休業制度への理解促進	市ホームページ等により、育児・介護休業制度に関する理解の普及を図るため正しい情報の提供を行います。また、同制度を利用しやすい職場環境づくりのため、羽島商工会議所や関係機関と連携を図り、市内企業、事業所への啓発に努めます。	〇市ホームページの内容の充実を図り情報提供を行うとともに、商工観光課窓口、羽島商工会議所窓口において、パンフレットにより啓発に努めた。	—	—	—	—	〇市内は中小企業が大半であり、事業主の育児・介護休業制度への理解も様々であるため、継続的な啓発が必要である。	B	〇制度及び法改正等の情報提供を行うとともに、羽島商工会議所に会報等による会員への周知を働きかける。	商工観光課
25		「こんにちは赤ちゃん事業」として、保健師や各地区に在任し、母子保健活動を担う母子保健推進員が生後4ヵ月までの乳児をもつ全家庭を訪問し、生後早期からの子育て支援を行います。	〇コロナの感染防止対策を講じながら、「こんにちは赤ちゃん事業」として、保健師や母子保健推進員が生後4ヵ月までの乳児をもつ全家庭(370家庭)を訪問し、生後早期からの子育て支援を行った。	—	—	—	—	〇産後早期は不安を抱える産婦が多く、またコロナ禍ゆえに外出できず孤立する産婦もいるため、訪問支援の中で、対象者に必要な支援を検討し、早期に対応する必要がある。	B	〇出産・子育て応援事業の開始に伴い、保健師・助産師等の専門職が乳児訪問を行い、必要なサービスの紹介等の情報提供を行う。また、継続的な支援が必要なケースには継続した訪問支援をするなどの伴走型支援の充実を図る。 〇医療機関や岐阜保健所と連携し、産後早期に支援が必要なケースを把握し、支援を実施する。	子育て・健幸課
26	子育て相談体制の充実	子育て相談センター(愛称:羽っぴい)において、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うとともに地域子育て支援拠点において、状況に応じた相談ができる場を提供し、総合的な子育て支援体制の整備に努めます。	〇「子育て相談センター 羽っぴい」において、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施した。 〇母子健康手帳交付の際に全員に案内周知を実施した	子育て相談センター『羽っぴい』への相談件数(年間) H30: 27件 R6: 45件 地域子育て支援拠点の利用人数(年間) H30: 28,145人 R6: 29,000人	20件	36件	母子健康手帳交付の際に全員に案内周知を実施したことにより、利用者が増加したと考えられる。	〇より多くの人に相談先として認知してもらうため、「子育て相談センター 羽っぴい」や地域子育て支援拠点の周知を継続的に図る必要がある。	B	〇「子育て相談センター 羽っぴい」や地域子育て支援拠点の継続的な周知を図るとともに、各種支援機関との連携を強化することで、幅広い相談内容に対応できるようにする。	子育て・健幸課
27	介護支援体制整備の推進	家族に対する直接的な支援だけでなく、介護保険サービスの充実や地域での支援体制の推進など、さまざまな支援体制の整備に努めます。また、医療・介護従事者間の連携及び市民への在宅医療に関する普及・啓発に努め、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。	〇在宅医療・介護連携推進協議会やコーディネーター会議を定期的に開催し、在宅医療推進に努めた。 〇在宅医療と介護の相談窓口として「在宅サポートセンター(羽島市医師会訪問看護ステーション内)」を設置するとともに、在宅医療マップの更新・研修会等を実施することで、医療・介護関係者への支援に努めた。 〇市民講座を開催し、普及啓発に努めた。	—	—	—	—	〇定期的に会議を開催し、市民講座や多職種研修会の企画・運営を行っているが、課題の抽出と対応策の検討について、充実させる必要がある。	B	〇会議や多職種研修会、市民講座を開催し、医療・介護従事者間の連携及び市民への在宅医療に関する普及・啓発を継続しつつ、会議の場を活用し、専門職からの助言により医療・介護従事者への支援につなげる。	高齢福祉課

施策NO.	施策名	施策の具体的内容	令和4年度の主な取組実績・成果 (R5.3月末)	指標 基準値: H30 目標値: R6	令和3年度 実績値(参考)	令和4年度 実績値 (R5.3月末)	令和4年度実績値 算出根拠(算出式) 及び増減の理由	現在の主な課題	令和4年度 施策評価	令和5年度取組みへの主な工夫・配慮	関 係 課
28		要保護児童対策及びDV対策地域協議会を開催し、関係機関との連携強化を図り、問題解決に努めます。また、多岐にわたる相談に対応するため、研修等を通じて、相談員の資質の向上に努めます。	○中央子ども相談センターとの連携研修会や講習会等を受講し、職員の相談スキル等の向上に努めた。 ○要保護児童対策及びDV対策地域協議会の実務者会議を5回、代表者会議を1回開催し、関係機関との情報共有や協力体制の強化を図った。	—	—	—	—	○見守りや訪問等の支援の受入れに消極的・拒絶的な家庭への介入の仕方が課題である。	B	○中央子ども相談センターによる児童相談派遣事業を有効に活用し、助言を得ながら問題解決に努める。	子育て・健幸課
29	家庭児童相談事業の充実	小中学校及び義務教育学校にいじめ・不登校対策専門員を配置し、いじめや不登校等の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。また、スクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱えている児童生徒だけではなく、家庭に対して継続的な支援を行います。	○いじめ・不登校対策専門員が各学校で児童生徒、その保護者の相談を受け、指導援助に努め不登校等の未然防止を図るとともに、スクールソーシャルワーカーが児童生徒だけではなく家庭に対し、家庭訪問を中心に常時支援活動を行った。	学校に行くのが楽しい児童生徒の割合 H30【小学生】83.1% 【中学生】80.9% R6【小学生】86.1% 【中学生】83.9%	83.1%	84.2%	令和4年度全国学力・学習状況調査を実施し、「学校に行くのは楽しいか」という質問に対して、「楽しい」「どちらかといえば楽しい」と答えた児童生徒の割合	○家庭や学校で生活する上で、不安を抱えている児童生徒が多くなっている。 ○児童生徒が抱えている問題が多様化し、外部機関(子育て・健幸課、中央子ども相談センター、医療機関、警察等)と密に連携を取るケースが増えている。	B	○いじめ・不登校対策専門員は、各学校で児童生徒、その保護者の相談を受けるとともに、不登校や問題行動等の未然防止に努める。 ○教育相談員を増員し、より一人一人の困り感に寄り添った支援を推進する。 ○スクールソーシャルワーカーは、各学校や関係機関と連携しながら、家庭支援を行う。	学校教育課
30	高齢者の相談窓口の充実	高齢者の生活実態等を把握するため、地域包括支援センター職員が継続的に個別訪問を行い、介護予防や適切な介護サービスの提供に努めます。また、介護保険制度や認知症等の相談体制の強化を図り、問題解決に向けた検討会議を開催するなど、本人や家族の支援に努めます。	○認知症(相談件数:52件)や権利擁護等(相談件数:32件)の相談体制の強化を図り、事例解決に向けた検討会議等を開催するなどして本人や家族の支援に努めた。	—	—	—	—	○対応に苦慮する困難事例に対して、継続してケアする必要がある。 ○現在、地域包括支援センターを1箇所設置しているが、より身近な相談窓口としての機能強化を図る必要がある。	B	○高齢者の生活実態等を把握するため、地域包括支援センター職員が継続的に個別訪問を行い、介護予防や適切な介護サービスの提供に努める。 ○介護保険制度や認知症等の相談体制の強化を図り、問題解決に向けた検討会議を開催するなど、本人や家族の支援に努める。 ○地域包括支援センターの機能強化を図るため、地域包括支援センター増設に向けた取組みに努める。	高齢福祉課
31	子育て支援企業認証・表彰制度の実施	子育てと仕事の両立や継続して働くことのできる環境づくりを目的として、市内企業の子育て等に対する取組みを表彰し、その企業を支援します。また、その企業及びその取組みを市ホームページ等で紹介することで、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。	○令和4年度は2社から申請があり、「子ども・子育て会議」での審査により、2社を子育て支援企業として認証し、優秀賞として表彰した。 ○認証企業の取組みを市ホームページ等で紹介し、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めた。	市の子育て支援企業認証数(累計) H30:-2社 R6:20社	11社 (新規認証2社)	13社 (新規認証2社)	—	○制度の認知度が低い状況にあるため、制度の普及を図るとともに、より多くの企業にPRする必要がある。	B	○市ホームページやSNS等を効果的に活用し、制度の趣旨や認証企業の取組みについて効果的に情報発信を行う。	子育て・健幸課
32	「子育てサポート企業」及び「女性活躍推進企業」制度等の紹介	次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」、女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」及び岐阜県が取り組む「ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業の認定」がなされた市内企業及びその取組みを市ホームページ等で紹介することで、市内企業の認定取得件数の増加を図ります。	○「くるみん認定」、「えるぼし認定」及び岐阜県が取り組む「ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業の認定」について、市ホームページで紹介し、市内認定企業を掲載した。	国の制度で認定を受けた企業数(累計) H30:1社 R6:2社 県の制度で認定を受けた企業数(累計) H30:3社 R6:8社	3社 (新規認証2社)	3社	増減なし 増減なし	○国の制度(くるみん認定、えるぼし認定)及び県の制度(ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業)について、制度の周知及びその普及を図るとともに、認証企業の取組みについてPRする必要がある。	B	○市ホームページやSNS等を効果的に活用し、制度の趣旨や認定企業の取組みについて効果的に情報発信を行う。	商工観光課

(2) 男女ともに取り組む子育て

33	パパママ教室の充実	妊婦やそのパートナーを対象とし、妊娠中の生活や出産育児について学ぶ機会を提供するとともに、より多くの男性の育児参加を促すため、内容の充実を図ります。また、母子健康手帳交付時、市ホームページ、広報紙、母子手帳アプリ、市子育てハンドブック等で参加の啓発を行います。	○コロナの感染防止対策を講じながら、パパママ教室を年4回開催し、うち日曜日に2回開催した。 ○父親の参加率が高くなってきている。	パパママ教室に参加した夫婦の中で父親の参加率 H30:96.9% R6:100%	62%	83%	40名(パパママ教室参加者のうち父親の人数)/48組(パパママ教室参加組数) 【増減の理由】父親の育児参加への意識が高まり、参加率が増加している。	○コロナの感染防止対策を講じながら、定員を設定のうえ開催し、現時点では参加希望者は参加できている。ただし、参加できない方を想定し、市ホームページからの動画配信について周知を図る必要がある。	B	○母子健康手帳の交付の際に教室の案内を全員へ実施するとともに、参加できない方のための動画配信についても周知を図る。	子育て・健幸課
----	-----------	--	---	--	-----	-----	--	--	---	---	---------

(3) 仕事を続ける男女への支援

34	就職・再就職に関する情報提供	市役所内に求人情報コーナーを設置し、ハローワークからの情報(週間求人情報、週間パート情報)の提供に努めます。	○市役所内総合案内求人情報コーナー等において、ハローワークからの情報(週間求人情報、週間パート情報)提供を行うとともに、商工観光課窓口、市ホームページ及び広報紙でハローワーク及び羽島商工会議所が実施する職業訓練等の情報提供に努めた。	—	—	—	—	○より多くの求職者へ情報を提供するため、効果的な情報発信が必要である。	B	○情報コーナーの表示板を設置するなど、効果的な情報発信の仕方を検討する。	商工観光課
35	創業支援等事業計画に基づく創業支援	創業支援等事業計画に基づき、羽島商工会議所や金融機関等の関係機関と連携しながら、創業者のニーズに応じた相談や創業に必要な知識を学ぶ機会の提供による支援を行います。	○羽島商工会議所や金融機関等の関係機関と連携しながら、創業支援窓口を市商工観光課に設置して、事業者のニーズに合わせた各種相談に対応した。 ○創業に必要な知識を学ぶ機会として、同会議所主催の「はしま創業塾」(全8回:参加者20人)の実施を支援した。	創業支援等事業計画による創業者数(年間) H30:27人 R6:30人	31人	23人	—	○創業塾の内容について見直しを適宜行い、時代のニーズに合った内容などにブラッシュアップしていく必要がある。	B	○創業塾について、事業内容の見直しを適宜行う。	商工観光課

目標2 男女がともに働くための環境づくり
方針2 職場における男女平等の実現
(1) 仕事に携わる女性への支援

令和4年度(R5.3月末現在)男女共同参画プラン進捗状況調査

施策 NO.	施策名	施策の具体的内容	令和4年度の主な取組実績・成果 (R5.3月末)	指標 基準値: H30 目標値: R6	令和3年度 実績値(参考)	令和4年度 実績値 (R5.3月末)	令和4年度実績値 算出根拠(算出式) 及び増減の理由	現在の主な課題	令和4年度 施策評価	令和5年度取組みへの主な工夫・配慮	関 係 課
36	女性の就労制度・法律 に関わる情報提供	女性が働きやすい就労制度や法律に関する 情報提供について、羽島商工会議所と連携 を図りながら、市ホームページやパンフレット 等による啓発を行います。	○羽島商工会議所と連携を図りながら、市 ホームページやパンフレット等により、女性活 躍推進法等の法制度に関する周知に努め た。 ○「はしま創業塾」を、SDGs時代の輝く女性 応援プロジェクトというテーマで実施し、SDGs 等の必要性を理解してもらうことで、機運の 醸成に努めた。	—	—	—	—	○市内は中小企業が大半であり、事業主の 女性の就労制度・法律への理解も様々であ るため、継続的な啓発が必要である。	B	○制度及び法改正等の情報提供を行うと ともに、羽島商工会議所に会報等による会員 への周知を働きかける。	商工観光課
(2) 市内企業に対する意識啓発											
37	就労環境の改善に関 わる情報提供	男女共同参画社会基本法や雇用機会均等 法 等について、羽島商工会議所と連携を図 りながら、パンフレット等を配布し、就業の場 における男女共同参画の促進に努めます。	○育児休業等制度に関連する法令や相談窓 口について市ホームページで周知を図ると ともに、羽島商工会議所と連携し、会議員会 等への同制度の普及啓発に努めた。	職場において男女 の地位が「平等」と 感じている人の割合 H30: 25.7% R6: 40%	—	—	5年ごとに実施するアンケー トのため、数値未確定	○市内は中小企業が大半であり、事業主の 就労環境改善への理解も様々であるため、 継続的な啓発が必要である。	B	○就労環境の改善等の情報提供を行うと ともに、羽島商工会議所に会報等による会員 への周知を働きかける。	商工観光課

目標3 男女がともに担うまちづくり

方針1 女性の社会参加の促進

(1) 女性の参画を促進する基盤づくり

令和4年度(R5.3月末現在)男女共同参画プラン進捗状況調査

施策 NO.	施策名	施策の具体的内容	令和4年度の主な取組実績・成果 (R5.3月末)	指標 基準値: H30 目標値: R6	令和3年度 実績値(参考)	令和4年度 実績値 (R5.3月末)	令和4年度実績値 算出根拠(算出式) 及び増減の理由	現在の主な課題	令和4年度 施策評価	令和5年度取組みへの主な工夫・配慮	関 係 課
38	女性のスポーツ指導者の育成	スポーツ推進委員会に女性委員の活躍の場が明確に位置づけられていることを踏まえ、積極的に研修への参加を促すとともに、学んだことを発揮する機会の創出に努めます。	〇スポーツ指導者の育成支援を図るため、11人の女性委員を対象に、パラスポーツ(ボッチャ)指導法の知識を深めるための講習会を2回開催した。	—	—	—	—	〇一部の競技の指導法を学ぶ研修会だけでなく、より多くの競技の指導法を研修できる場を設置する必要がある。	B	〇岐阜地区、県のスポーツ推進委員連絡協議会と連携し、より多くの競技の指導方法を学ぶ機会を女性委員に紹介する。	スポーツ推進課
39	女性団体の活性化の支援	市内で活動する羽島中央生活学校等の女性団体に対し、男女共同参画の視点を取り入れ、政治・経済・環境などについての学習の場を設けるよう助言し、活動の活性化を図ります。	〇羽島中央生活学校の活動の中で、中学生向け男女共同参画啓発リーフレットを基とした男女共同参画プランに関する出前講座を実施し、性差にとらわれない社会の実現に関する情報提供並びに啓発を行った。	—	—	—	—	〇市政に多様な意見を反映させるため、女性積極的に参画できる機会の提供を図る。	B	〇勉強会や研修等の活動に対し、男女共同参画の視点を取り入れてもらえるよう、継続的に支援する。 〇令和5年度は、羽島中央生活学校から7つの審議会に委員として参加している。	市民協働課

(2) 政策・方針決定の場への参画促進

40	審議会・委員会等への女性の登用促進	女性の視点を活かした意見を市政に反映するため、市の審議会等の委員への女性登用を積極的に進めます。	〇女性人材バンクの活用について、各課に制度の周知を図るとともに、審議会等における女性委員の積極的な登用を図るよう働きかけを行った。	審議会等委員への女性の登用率 H30: 29.5% R6: 35%	29.9% (R3.4.1現在)	30.1% (R4.4.1現在)	【算出式】 審議会等の委員の女性委員数 322人/総委員数 1,071人 × 100 ≒ 30.1% 【増減の理由】 ・昨年度と比較し、全体で女性委員が9人増加したことに伴い、登用率も増加した。	〇登用率のさらなる増加のため、女性人材バンクの充実を図る必要がある。	C	〇審議会等の委員構成上、あて職などの関係から女性を登用できない場合を除き、女性人材バンクの活用等を踏まえ、女性委員を積極的に登用できるよう、積極的に庁内に働きかけを行う。	市民協働課
41	女性の人材発掘	女性の視点を活かした意見を市政に反映するため、広報紙や市ホームページ等で呼びかけを行い、女性人材バンクの充実を図ります。	〇女性人材バンクの登録数の充実を図るため、各コミュニティセンターへのチラシの設置や広報紙(R4.11月号)への記事の掲載、回覧による周知(R5.1月)を行った。 (令和5年3月末時点で、登録者41人中13人が、審議会等委員として活躍。)	女性人材バンクへの登録者数(累計) H30: 32人 R6: 60人	39人	41人	2人増加	〇「子ども・家庭」、「まちづくり・地域活動」の分野に関心のある登録者は多いが、「農業・工業」、「観光・経済」の分野に関心のある登録者は少ない。	C	〇各コミュニティセンターに同バンクのチラシ及び登録票の配架依頼を行うとともに、広報紙及び市ホームページに同バンクの概要について掲載することで、登録数の充実を図る。	市民協働課
42	市役所の各役職段階における女性職員の積極的な登用	「羽島市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、市役所の各役職段階における女性職員の積極的な登用促進に努めます。	〇女性管理職として新たに課長級に4人を登用した。また、係長についても、人事評価結果に基づき積極的に登用した。 〇部長級及び課長級における女性職員の割合は目標値を上回った。	H30 部長級5.9% 課長級12.5% 課長補佐30.6% 係長28.6% R6 部長級10% 課長級15% 課長補佐30% 係長35%	部長級15.4% 課長級15.7% 課長補佐28.6% 係長25.7% (R3.4.1現在)	部長級13.8% 課長級21.4% 課長補佐23.3% 係長28.0% (R4.4.1現在)	部長級 4人/29人 × 100 ≒ 13.8% 課長級 12人/56人 × 100 ≒ 21.4% 課長補佐級 10人/43人 × 100 ≒ 23.3% 係長級 14人/50人 × 100 ≒ 28.0% (R4.4.1現在)	〇各役職段階における女性職員の登用を促進するためには、採用時からの長期的な育成が必要である。	B	〇各役職段階における女性職員の登用にあたり、経験年数や性差による格差の是正を行い、有効な人材活用及び組織の活性化を図る。	職員課

(3) 新たな分野への取組み

43	新たな分野における女性の参画促進	女性が新たな分野で活躍できるよう、広報紙や市ホームページにおいて、女性人材バンクへの登録や人材育成の講座等の紹介を行います。また、市役所内で情報共有を行い、女性の参画促進を図ります。	〇県が主催する「就労・子育てに関する講座(キャリアナビ)及び相談」等の女性を対象とした各種行事の参加者募集について市ホームページに掲載し、女性の参画促進に努めた。 〇市ホームページの掲載方法について、個別に掲載していた行事案内を1ページに集約し、多様な情報を収集しやすいよう改善した。 〇女性人材バンクに関するチラシを回覧し、同制度の登録者増加を図った。(R5.1月)	女性人材バンクへの登録者数(累計) 【No.43再掲】 H30: 32人 R6: 60人	39人	41人	2人増加	〇各種講座の効果的な周知方法を検討する必要がある。	C	〇関連講座等へのより多くの参加者を募るため、市ホームページ等を活用し、効果的な情報発信を行う。	市民協働課
----	------------------	---	--	---	-----	-----	------	---------------------------	---	---	-------

目標3 男女がともに担うまちづくり

令和4年度(R5.3月末現在)男女共同参画プラン進捗状況調査

方針2 家庭・地域社会における男女共同参画の推進

(1) 家庭生活・地域コミュニティ活動への男女共同参画の促進

施策 NO.	施策名	施策の具体的内容	令和4年度の主な取組実績・成果 (R5.3月末)	指標 基準値: H30 目標値: R6	令和3年度 実績値(参考)	令和4年度 実績値 (R5.3月末)	令和4年度実績値 算出根拠(算出式) 及び増減の理由	現在の主な課題	令和4年度 施策評価	令和5年度取組みへの主な工夫・配慮	関 係 課
44	PTA活動への参加促進	共働き家庭が多い中、父親・母親にこだわらずPTA全体として児童生徒の健全な成長を促進し、青少年育成の進展に貢献するため、各単位PTAの活動内容を工夫し、参加しやすいPTAとなるよう支援します。	〇よりよい活動が実施できるよう定期的に各単位PTA間の情報交換を行い、会長会を開催した。	—	—	—	—	特記事項なし ※PTA活動については、各単位PTAが推進しているものであるため。	B	〇よりよい活動が実施できるよう定期的に各単位PTA間の情報交換を行い、会長会を開催する。	学校教育課
45	地域コミュニティ活動への参加促進	社会から孤立しがちな傾向にある方に対し、新たな趣味や生きがいを見つけるきっかけとして講座の開設に努めます。また、学んだ知識や能力を地域で活かせるよう働きかけます。	〇地域づくり型生涯学習を推進するため、「はしまシティカレッジ」を開講し、講師養成講座、3名の認定講師による講座(計6回)、フォローアップ講座をそれぞれ実施した。	—	—	—	—	〇シティカレッジの取組みについて広く周知を図り、性別や年齢問わず多くの市民に参加してもらうとともに、シティカレッジで学んだ講師が地域で活躍できる仕組みを作る必要がある。	B	〇シティカレッジの情報を関係施設等に提供するなど、認定講師の地域での活躍を促す。	生涯学習課
46		自治会運営について支援するとともに、自治会活動における役員等への女性の参画を促進し、男女共同参画を推進します。	〇コロナ禍における地域活動の現状を把握し、地域活動の課題を調査するため、自治委員113人に対しアンケートを実施した。 〇令和4年度は、自治会113区のうち3区で女性が自治委員に就任した。(R2:3人、R3:2人)	—	—	—	—	〇地域での会合等において、女性が発言しにくいといった課題もあるため、女性が参画しやすい環境づくりについて働きかけを行う必要がある。	B	〇男女共同参画に関するチラシを自治会回覧等することで、男女共同参画社会に関する正しい理解と認識の普及につなげる。	市民協働課

(2) 自主的な市民活動の促進

47	コミュニティセンター活動の推進	コミュニティセンターの管理・運営を支援し、講座や事業の開催時期、内容などについて、男女共同参画の推進につながる企画立案を支援します。	〇コロナの感染状況に応じ、コミュニティセンターの利用方針を適宜変更し、感染防止対策に係る情報提供や安全な施設利用に努めた。 〇コミュニティセンター職員会議において、コロナ禍における講座開設の参考となるよう意見交換の場を提供した。	—	—	—	—	〇コロナの影響により中止や規模縮小されていた各種講座を再開させるとともに、参加者の参加意欲の醸成を図る必要がある。	B	〇コミュニティセンターの安全・安心な管理・運営を支援するとともに、講座の開催時期、内容などの企画立案について支援する。	市民協働課
48	出前講座の開催	市民に対して、広く学びの場を提供するため、市職員が講師となり、各種講座を行います。また、市民のニーズや社会情勢に見合った内容を提供できるよう、講座の充実を図ります。	〇コロナの感染防止を図るため、出前講座の受付・開催中止を適正に判断し、計54回の講座を実施した。 〇感染症対策チェックシートを使用し、安全な開催を心がけた。 〇市公式YouTubeチャンネル内で、5つの講座の動画を公開した。	出前講座の実施回数(年間) H30: 82回 R6: 93回	20回(内9件中止)	55回(内1件中止)	申込書を受け付けた数	〇コロナ禍前と比較して実施件数が減少していることや、全75講座のうち、実施している講座に偏りが見られるなどの課題がある。	B	〇講座名等を含め内容のリニューアルを図るとともに、市公式YouTubeチャンネル内で動画を配信し、出前講座の利用促進を図る。	生涯学習課

(3) 各種団体の活性化とネットワークづくりへの支援

49	ネットワークづくりへの活動支援	NPOや各種団体が行う男女共同参画の推進につながる活動を支援します。また、それら団体のネットワークの形成を支援します。	〇市内に20団体あるNPOや各種団体間の連携及び情報交流の促進を図るため、市民活動団体登録制度に基づき、活動団体に関する情報を市ホームページにおいて紹介した。	市民活動団体登録数(累計) H30: 7団体 R6: 12団体	9団体	12団体	3団体増加	〇市民活動団体の登録数は増加しているが、男女共同参画の推進につながる効果的なPRIは必要である。	B	〇男女共同参画の推進に寄与する団体の活動の周知のため、効果的な情報発信を行う。	市民協働課
----	-----------------	---	---	---------------------------------------	-----	------	-------	--	---	---	-------

(4) 防災活動への男女共同参画の促進

50	レスキュークロス羽島の推進	災害発生時、地区住民による救護活動のリーダー的存在となるよう、応急手当の普及及び啓発を行うレスキュークロス羽島の女性会員の増員及び育成を図ります。	〇コロナの影響により未実施だった応急手当普及・指導員の再講習を実施し、指導資格の更新を行った。また、今年度から再開した救命入門コース指導に参加して頂いた。 〇会員数の増員を図るため、広報はしま及び市ホームページで募集の働きかけを行った。	レスキュークロス羽島の女性会員数(累計) H30: 19人 R6: 25人	17人	17人	増減なし	〇現在総会員数32人中、女性は17人で50%以上を維持している一方で、女性会員の増員には至らなかった。	C	令和4年度と比較して講習会の増加が見込まれる。レスキュークロス羽島の新規会員のPRI活動を併せて実施する。	消防本部 救急指令課
51	女性消防団員の推進	火災の予防と火災による被害の軽減を図るため、女性消防団員による市民への火災予防啓発活動や防火指導に努めます。	〇コロナの感染防止を図るため、予定していた火災予防啓発活動は中止したが、パネルシアターを1回実施した。	女性消防団員数(累計) H30: 15人 R6: 20人	19人	19人	増減なし	〇コロナの影響により、女性消防団員による市民への火災予防啓発活動及び防火指導が少なく、団員の経験値が低下していき。	B	〇火災予防啓発活動及び防火指導など経験値の高い先輩団員から経験則等をもとに後輩団員にシミュレーション、指導、伝達を行い人材育成を行う。	消防本部 総務課
52	防災・災害復旧活動における男女共同参画の推進	災害発生時の避難所運営等において、女性・子ども・要配慮者に配慮した運営が行われるよう、市民への意識啓発に努めます。また、地域の自主防災活動において、女性の参画が促進されるよう働きかけます。	〇羽島市総合防災訓練では、コロナの感染防止対策を講じた避難所開設訓練を市内4か所(堀津小学校、中島小学校、中島中学校、桑原学園)で実施した。 〇要配慮者を考慮した内容の避難所ガイドラインへの改定を行った。	—	—	—	—	〇コロナの影響により、地域での自主防災活動が制限される中、女性の参画を促すことや、リーダーの育成が課題である。	B	〇市ホームページや総合防災訓練、出前講座等において、女性や子ども、要配慮者等に配慮した避難所運営が行われるよう、啓発する。	危機管理課

施策 NO.	施策名	施策の具体的内容	令和4年度の主な取組実績・成果 (R5.3月末)	指標 基準値: H30 目標値: R6	令和3年度 実績値(参考)	令和4年度 実績値 (R5.3月末)	令和4年度実績値 算出根拠(算出式) 及び増減の理由	現在の主な課題	令和4年度 施策評価	令和5年度取組みへの主な工夫・配慮	関 係 課
(5) 外国人との共生社会の実現											
53	国際交流活動の充実	市民の国際感覚を養うため、オリンピックを契機とした国際交流活動を促進するとともに、異文化理解講座等を行う羽島市国際交流協会の活動を支援します。	○国際交流イベントは、コロナの感染防止を図るため一部を中止した。 ○市公式YouTubeチャンネルにおいて、これまでのホストタウンの取組みについての紹介動画を配信し、異文化理解の促進に努めた。 ○市内全小学校及び義務教育学校後期課程にて、スリランカ出身の方を講師に招き、国際理解を深める授業を実施した。 ○愛知文教大学との包括連携協定に基づき、新たに留学生交流事業を実施した。	国際交流協会実施講座の参加者数(年間) H30:605人 R6:650人	33人	290人	【算出式】 各講座参加者数の累計 【増減の理由】 ・コロナの感染防止対策を図りながら、各種事業を再開したため。	○コロナの影響により減少した市国際交流協会の会員数やイベント参加者数の回復のため、各種講座の再開等により国際交流への意欲の醸成を図る必要がある。	B	○市国際交流協会及び近隣大学等と連携することで、国際交流活動の一層の推進を図る。 ○同協会の組織体系強化に向け、新たに協力を依頼した関係者との調整を図りながら、同協会活動の活性化を目指す。	市民協働課
54	外国人地域共生社会推進事業の実施	外国人技能実習生との地域交流事業等を実施する市内在住等の市民に対し、報償金を交付し、外国人共生社会を推進します。	○コロナの感染防止を図るため、外国人を雇用している企業や外国人が所属しているコミュニティに対し、感染防止対策の徹底を呼びかけるチラシを配布し、注意喚起を行った。	—	—	—	—	○国や県の外国人向け支援事業等について、外国人雇用企業への効果的な周知方法を検討する必要がある。	C	○国や県の外国人向け支援事業等について、国際交流協会のFacebook等を活用するとともに、県担当課と連携を図り、外国人雇用企業に対し適宜情報提供を行う。	市民協働課
55	多言語対応の促進	市役所窓口や市ホームページ及び公共施設等のサインシステムの多言語化について検討を進め、外国人との共生社会の実現を促進します。	○令和3年度に作成したサインシステム基本方針を電子キャビネットを通じて周知を図っている。 ○新庁舎のサインは日本語及び英語の2か国語表記を基本とし、正面玄関及びエレベーター付近のプロアガイドサインには、中国語も表記している。 ○新庁舎開庁から1年以上が経過したが、来庁者等からの他の言語による表記の要望はない。	—	—	—	—	○現段階では特段の要望はないが、他自治体等の事例を研究しておく。	A	○現段階では、他の言語による表記の要望はないが、今後、要望等があれば、必要に応じて改善を図る。	市民協働課 都市計画課 管財課

目標4 健康で自立した生活を送るための基盤づくり

方針1 自立を支える健康と福祉の推進

(1) 多様な家族形態への支援

令和4年度(R5.3月末現在)男女共同参画プラン進捗状況調査

施策 NO.	施策名	施策の具体的内容	令和4年度的主要取組実績・成果 (R5.3月末)	指標 基準値: H30 目標値: R6	令和3年度 実績値(参考)	令和4年度 実績値 (R5.3月末)	令和4年度実績値 算出根拠(算出式) 及び増減の理由	現在の主な課題	令和4年度 施策評価	令和5年度取組みへの主な工夫・配慮	関 係 課
56	地域で高齢者を支える体制づくり	民生委員・児童委員と連携し、ひとり暮らし、わたきり及び認知症高齢者の見守りを行う訪問活動や、高齢者の孤立化を防ぎ介護予防につなげる、ふれあい活動を継続して実施します。	○民生・児童委員の協力のもと、月に1回程度の友愛訪問を行った。 ○孤立化を防ぎ介護予防につながる「ふれあいサロン」は、コロナ感染状況を踏まえ、対策を講じ、延べ344回実施した。 ○認知症高齢者やその家族への支援ができるよう、認知症サポーター養成講座をコロナ対策を講じ、3回開催した。	認知症サポーター養成講座受講者数(累計) H30:2,546人 R6:3,950人	3,167人	3,288人	—	○コロナの影響により減少した養成講座回数とサポーター数の増加のため、普及啓発が必要である。 ＜参考: 認知症サポーターの年間増加数＞ 令和2年度 39人 令和3年度 113人 令和4年度 121人	B	○認知症サポーター養成講座について、市ホームページやチラシ、世界アルツハイマー月間などの機会をとらえ、周知を図る。	高齢福祉課
57	高齢者の社会参画の促進	高齢者の生きがいづくりや就労支援を促進するため、シルバー人材センターに対し、高齢者の就業機会を増やすなど社会参画活動を支援します。	○シルバー人材センターの会員数の増員を目指し、就労者のニーズに合った雇用形態への移行(日雇い型から派遣契約型)を支援した。	—	—	—	—	○シルバー人材センターの会員数の増員が見込めない。 ＜参考: シルバー人材センター会員数＞ 令和2年4月1日現在 294人 令和3年4月1日現在 283人 令和4年4月1日現在 294人	B	○会員数の増員に向け、中長期間の派遣等のPRの充実を図る。	高齢福祉課
58	介護予防対策の推進の推進	健康体操や認知症予防などの介護予防を目的とした各種教室を開催します。また、地域住民による自主的な介護予防活動を実施する団体の設立や運営を支援するとともに、社会福祉協議会と連携し、介護予防の担い手の育成やフォローアップ、活動内容の多様化を図ります。	○コロナの感染防止対策を講じながら、介護予防教室を開催した。 ○地域住民による自主的な介護予防活動を実施する団体の設立や運営を支援するとともに、社会福祉協議会と連携し、介護予防の担い手の育成やフォローアップ研修会を行った。	通いの場の運営団体数(累計) H30:6団体 R6:12団体	10団体	11団体	—	○コロナ禍にて、介護予防活動の開催や参加を控える住民に対して、心身の機能の低下や閉じこもりを防ぐため、地域のボランティアの方々の協力を得ながら、高齢者の健康を維持する取組みを進めていく必要がある。	B	○地域住民主体の通いの場において、コロナ等の理由による活動自粛時には、ボランティアの訪問、手紙、電話による見守り・声掛けを行うとともに、家でも無理なくできる介護予防体操及び認知症予防のチラシを配布する。	高齢福祉課
59	障がい者への経済的支援	福祉医療制度により、重度心身障がい者が医療機関で診療を受けた際の保険診療にかかる自己負担分を助成します。また、各種福祉手当を支給し、経済的な支援に努めます。	○福祉医療制度により、重度心身障がい者2,318人に対し、医療機関で診療を受けた際の保険診療にかかる自己負担分を助成した。 ○各種福祉手当(特別障害者手当66名、障害児福祉手当42名、特別児童扶養手当160名)、重度障害児福祉手当(市単独事業)96名に支給し、児童の育成や障がいのある方を経済的な面から支援した。	—	—	—	—	○国の施策及び財政支援を注視し、各種福祉手当や福祉医療事務の実施により、重度の障がいを持つ方の生活の安定と自立の支援に努める必要がある。	B	○国の施策及び財政支援に注視しながら、引き続き、経済的な支援に努める。	保険年金課
60	総合的な障がい者施策の推進	障がいのある男女それぞれのニーズへの対応に配慮しつつ、サービスの充実を図るとともに、障がいのある方が社会生活を送る上で直面するさまざまな障壁等の除去に向けて、各種施策を総合的に推進します。	○市ホームページ等において、障がい福祉サービスについて広く周知を行い、それぞれのニーズに対応したサービスを提供することで、社会参加等を促し、地域生活を総合的に支援した。	障がい者福祉サービスの利用者数(年間) H30:701人 R6:819人	844人	907人	障がい福祉サービス決定者及び児童通所支援サービス利用決定者の合計(基準日時点) 障がい福祉サービスの周知や認知が進んだと思われる。また、利用者の意識も変化している。	○地域や支援をする方との関わりを拒否するようなケースへの介入が困難である。	A	○障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所等の関係機関と連携しながら、個々のケースに関する情報の共有を行い、障がいのある方が地域で生活をする上での支援を行う。	福祉課
61		子の発育状況により必要に応じて、療育機関を紹介するとともに、保健センターにおいて遊びの教室や心理相談を実施します。	○乳幼児健診や事後支援の中で、発達支援が必要な児について把握し、遊びの教室(月2回)、心理相談(月1回)、運動発達相談(年7回)を開催するとともに、電話や訪問支援を行うことで、切れ目のない相談や支援を行った。	—	—	—	—	○乳幼児健診事後の発達支援の一環として保育園・認定こども園・幼稚園と連携した発達支援を強化する必要がある。	B	○保健センターでの各種教室・相談を実施していくとともに、保育園・認定こども園・幼稚園と連携した発達支援を継続して実施する。	子育て・健康課
62	障がい者の自立のための環境整備	日常生活が可能なレベルの手話の基礎知識を習得するため、手話奉仕員養成講座を開催し、手話への理解促進を深めるとともに、手話を使いやすい環境づくりの構築に努めます。	○コロナ禍ではあったが、委託先法人や参加者と実施の方法等を検討し、手話奉仕員養成講座の前期課程を修了した。(市職員5人含む受講申込者13人全員が修了)	—	—	—	—	○今後、手話奉仕員養成講座への参加者が減少した場合、講座の開催方法等について、検討が必要となる。	B	○市ホームページ等を活用しながら、広く募集を行うことで、参加者の確保を図る。 ○市職員に対しては、庁内掲示板を通じて募集を行う。	福祉課
63		障がいのある方や、障がい児及び発達障がいのある児童及びその保護者に対し、専門の相談員が相談に応じるなど、必要な支援を行います。また、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点を整備し、より一層の支援体制の充実を図ります。	○身体、知的、精神などに障がいのある方や発達障がいのある児童及びその保護者に対し、専門の相談員が相談に応じるなど、必要な支援を行った。 ○基幹相談支援センターを福祉課内に設置し、相談支援体制の充実を図った。	地域生活支援拠点等の整備箇所数(累計) H30:-箇所 R6:1箇所	1箇所	1箇所	○地域生活支援拠点を面的整備型の手法により整備している。 ○事業所については、ホームページに掲載し、広く市民への周知を行っている。	○令和3年3月に基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点の体制が整備できたため、円滑な運用を図る必要がある。 ○実際の運用にあたっては、ケース等の積み上げが必要である。	B	○基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点の円滑な運用ができるよう、相談支援事業所やサービス提供事業者との連携し、支援体制の充実を図る。 ○圏域等や県内の市町と情報を共有しながら、適宜運用方法の見直しを行う。	福祉課
64	広報・啓発活動の推進	発達障害啓発週間や障害者週間等の周知を広報紙、市ホームページ及びSNSで行うことにより、障がい者への理解促進に努めます。	○発達障害啓発週間(4月2日～8日)や障害者週間(12月3日～9日)について、広報紙(R4.12月号)、市ホームページ及びSNSにより周知啓発を行った。	—	—	—	—	○障がいの種類や特性等を正確に周知し、障がい者への理解を促進する必要がある。	B	○障がいの種類や特性について等、提供する情報の内容を充実させるとともに、市ホームページやSNS等により周知啓発を図る。	福祉課

施策 NO.	施策名	施策の具体的内容	令和4年度の主な取組実績・成果 (R5.3月末)	指標 基準値: H30 目標値: R6	令和3年度 実績値(参考)	令和4年度 実績値 (R5.3月末)	令和4年度実績値 算出根拠(算出式) 及び増減の理由	現在の主な課題	令和4年度 施策評価	令和5年度取組みへの主な工夫・配慮	関 係 課
(2) 生活困窮者・ひとり親家庭への支援											
65	生活困窮者自立支援	生活保護に至る前段階の生活困窮者の自立を支援するため、就労・自立に関する相談支援等を行います。	○住居確保給付金や生活困窮者自立支援金の対象者を中心とした就労支援を実施した。	生活困窮者等の就労による収入増加者数(年間) H30:11人 R6:20人	16人	12人	生活困窮者自立支援制度における新型コロナウイルス感染症にかかる特例の縮小に伴う、相談者・支援者の減少のため。	○生活困窮者自立支援制度における新型コロナウイルス感染症にかかる特例の縮小により、支援方法が減少している。	B	○コロナの影響が軽減した後の雇用情勢の改善に合わせた提案や支援について、ハローワーク等と連携していく。	福祉課
66	ひとり親家庭への自立支援	ひとり親家庭の子どもの学習支援・居場所づくりを推進するとともに、相談業務の実施に加え、生活の安定のため、就労等自立に向けた支援を行います。	○ひとり親家庭の児童の学習を支援するため、学習支援ボランティア事業を実施するとともに、ひとり親家庭の父・母の資格取得を支援するため、高等職業訓練促進給付金(7件)及び自立支援教育訓練給付金(1件)をそれぞれの対象者に支給した。	—	—	—	—	○学習支援ボランティア事業の利用者が少ない。 ＜参考:学習支援ボランティア事業延べ利用者数＞ 令和2年度 985人 令和3年度 1,041人 令和4年度 970人	B	○教育委員会や児童扶養手当担当係と連携するとともに、市ホームページを活用するなど、学習支援ボランティア事業の周知を積極的に行う。	子育て・健幸課
67	ひとり親家庭への経済的支援	福祉医療制度により、医療機関で診療を受けた際の保険診療にかかる自己負担分を助成します。また、児童扶養手当法に基づき、対象者に手当を支給し、経済的な支援に努めます。	○福祉医療制度により、母子家庭等及び父子家庭1,134名に対し、福祉医療費受給者証を発行し、医療機関で診療を受けた際の保険診療に係る自己負担分を助成した。 ○児童扶養手当法に基づき、受給対象者481名に対し、児童扶養手当を支給した。	—	—	—	—	○手当の支給や福祉医療事務の実施により、ひとり親家庭の生活の安定と自立の支援に努める必要がある。	B	○国の施策及び財政支援に注視しながら、引き続き、経済的な支援に努める。	保険年金課

目標4 健康で自立した生活を送るための基盤づくり

令和4年度(R5.3月末現在)男女共同参画プラン進捗状況調査

方針2 心と体の健康づくり

(1) 生涯を通じた健康づくりの支援

施策 NO.	施策名	施策の具体的内容	令和4年度の主な取組実績・成果 (R5.3月末)	指標 基準値:H30 目標値: R6	令和3年度 実績値(参考)	令和4年度 実績値 (R5.3月末)	令和4年度実績値 算出根拠(算出式) 及び増減の理由	現在の主な課題	令和4年度 施策評価	令和5年度取組みへの主な工夫・配慮	関 係 課
68	健康づくりの取組みへの支援	生涯を通じた健康の保持増進のため、各種健康診査や健康教室等の受診率向上及び啓発に努めるとともに、健康ポイント制度の活用を図り、健康づくりに取り組みやすい環境整備に努めます。	○成人期における各種健診、健康づくり推進員研修会、健康づくりサポーター学習会、食生活改善推進員研修会を通して自己及び地域における健康づくりの推進・普及活動を実施した。 ○母子事業として乳幼児健診、乳幼児相談、教室等を実施した。 ○健康ポイント事業の周知啓発により健康づくりの取組みを推進した。	健康増進等教室参加者数(年間) H30:1,306人 R6:1,500人	212人	533人	(算出根拠) 健康増進等教室参加者数 ＝健康教育(出前講座229人(高齢福祉課211人、保健センター18人)＋健康づくり推進員研修会146人、サポーター学習会35人＋骨粗しょう症予防教室12人＋ペジチェック・血管年齢測定相談会111人＋健康プール教室0人	○出前講座等の健康教室の開催が減少している。健康づくりを推進するため、さまざまな機会をとらえ健康づくりを進める必要がある。	B	○通常の健康づくり教室の開催に加え、がん検診受診者等保健センターや市役所へ訪れる住民に対しても健康づくりの啓発を実施する。	子育て・健康課
69	女性の生涯を通じた健康のための支援	避妊、妊娠、不妊、性感染症、婦人科的疾患、更年期障害、その他女性の健康をめぐるさまざまな問題について安心して相談できる体制を整備します。また、保健センター等において、母子保健に携わる保健師等に対する研修等を行い、スタッフの資質の向上を図ります。	○子育て世代包括支援センターとして「子育て相談センター 羽っぴい」で、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談支援を実施した。 ○不妊治療費用・妊婦健康診査費用、産婦健康診査費用の助成を実施した。	妊婦健康診査の受診率 H30:73.4% R6:80%	84.2%	86.9%	【算出式】 妊婦健康診査受診延べ人数(4,518)/妊婦健康診査受診券発行枚数(5,199)×100＝86.9	○より多くの人に相談先として認知してもらうため、「子育て相談センター 羽っぴい」の周知を継続的に図る必要がある。 ＜参考＞子育て相談センター 羽っぴいへの年間相談件数 令和2年度 21件 令和3年度 20件 令和4年度 36件	B	○「子育て相談センター 羽っぴい」の継続的な周知を図るとともに、各種支援機関との連携を強化することで、幅広い相談内容に対応できるようにする。	子育て・健康課
70	中核医療機関としての情報の充実	地域の保健・医療・福祉へ貢献することを目的として、定期的に市民向け講習会を開催し、最新の治療・予防・薬などの情報提供を行います。また、主に市民に向けた広報誌や、開業医・老人保健施設に向けた広報誌の発行により、病院の医療についての理解促進に努めます。	○病院広報誌「そよかぜ」(通常6回・号外3回)及び「地域連携だより」(毎月)を発行し、それぞれの媒体を通じて、市民、開業医、介護施設等へ病院の現状や取組み等の情報提供を行った。	—	—	—	—	○医療機関として、引き続きコロナの感染防止を講じつつ、市民公開セミナー等を実施する必要がある。	B	○「そよかぜ」、「地域連携だより」を発行し、市民、開業医、介護施設等へ病院の現状や取組み等を紹介する。 ○コロナの感染防止対策を講じながら、市民公開セミナーを実施する。	市民病院
71	国民健康保険及び後期高齢者医療における健康増進と疾病予防事業の推進	生活習慣病に着目した特定健康診査(国民健康保険)、健康診査(後期高齢者医療)を実施するとともに、人間ドックの費用を助成します。また、国民健康保険では、生活習慣病の発症リスクが高い方に対する特定保健指導等を行います。	○被保険者に対し、疾病予防や医療費に関する正しい認識づくりのため、医療費のお知らせの配布や後発医薬品(ジェネリック)の利用促進、特定健診・特定保健指導、ぎふすこやか健診の受診啓発や人間ドックの助成等を実施した。 ○特定健診未受診者に対し、医療機関の受診状況をデータ分析した上で、特定健診受診奨励はがきを12月、1月及び2月に発送した。	特定健診受診率 H30:36% R6:60%	特定健診受診率 R3:38.8%	特定健診受診率 R4:37.3% (受診者データの2月・2月遅れ分が発生するため、今後変動する予定)	6月1日以降に受診・助成した者を台帳等を基に算出(令和5年3月末現在) 特定健康診査の受診人数3,422人/特定健康診査の対象者数9,168人×100＝37.3%	○受診率は令和3年度以降増加傾向にあるが、目標の60.0%には到達していない。	C	○特定健診未受診者に対し、医療機関の受診状況をデータ分析した上で、特定健診受診奨励はがきを発送するとともに、生活習慣病重症化リスクの高い方に対し、引き続き保健指導を実施する。	保険年金課
72	県立看護大学との連携	男女共同参画の視点に立った看護・介護を実践するだけでなく、地域との連携の強化及び現場の改善など、さまざまなテーマで同大学との連携を図ります。	○看護学生の実習受け入れ(539人)を行うとともに、現行教育体制における看護大学との共同研究の取組みを実施した。	—	—	—	—	○医療機関として、引き続きコロナの感染防止を講じつつ、実習受け入れ等を実施する必要がある。	B	○コロナの感染防止対策を講じながら、看護実習生の受け入れや看護学生の病院見学の受け入れを実施し、共同研究等に取り組む。	市民病院
73	喫煙・飲酒に関する正確な情報提供	喫煙、飲酒について、その健康被害に関する情報提供を行います。特に女性については、妊娠中の喫煙や飲酒が胎児に大きな影響を及ぼすことがあるため、正確な情報提供に努めます。	○母子健康手帳交付時に妊婦やその家族についても、喫煙や飲酒が胎児に大きな影響を及ぼすなど、健康被害に関し適切な指導を行った。 ○健康ポイント事業において、禁煙、飲酒に関する取組み項目を設け、禁煙、適正飲酒の対策を推進した。	—	—	—	—	○保健指導後も喫煙を続けてしまう妊婦・授乳中の産婦に対し、継続した支援を行うとともに、正確な情報提供に努める。	B	○母子健康手帳交付時に妊婦への飲酒・喫煙防止に関する保健指導を実施し、適宜指導媒体を用いて支援する。 ○健康ポイント事業や健康相談等において、禁煙、適正飲酒を推進、支援する。	子育て・健康課
74	生涯にわたるスポーツ活動の推進	いつでも、どこでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指し、市内の総合型地域スポーツクラブの自立運営を支援します。	○3つの総合型地域スポーツクラブと協議を重ね、学校と地域スポーツクラブが融合したスポーツ環境の充実を図ることで、総合型地域スポーツクラブの会員数が増加した。	総合型地域スポーツクラブに加入している人数(累計) H30:1,471人 R6:1,950人	1,552人	1,560人	○はしまモアスポーツクラブ874人+はしまなごみスポーツクラブ104人+はしまなごみ竹鼻クラブ242人+はしま南部スポーツ村340人=1,560人 ○はしまモアスポーツクラブ、はしまなごみスポーツクラブの会員が増えたため。	○全てのスポーツクラブが受益者負担による自主運営を図ることができるよう、引き続き支援をする必要がある。 ○スポーツ庁が推進する地域部活動推進事業に関して、移行が完了していない中学校についてもスポーツクラブに移行できるよう、引き続き支援をする必要がある。	B	○受益者負担でのクラブ運営を目指すため、市内スポーツクラブ代表者会議を開催し、情報共有を行う機会を設ける。 ○生徒のニーズに応えられるクラブの運営を支援し、学校と地域部活動がより連携を図ることを目的に、定期的に地域運動部活動推進会議を開催する。	スポーツ推進課

目標5 男女間の暴力がない社会づくり(羽島市DV防止対策基本計画)

令和4年度(R5.3月末現在)男女共同参画プラン進捗状況調査

方針1 暴力を許さない社会づくり

(1) 暴力を許さない市民意識の醸成

施策 NO.	施策名	施策の具体的内容	令和4年度の主な取組実績・成果 (R5.3月末)	指標 基準値: H30 目標値: R6	令和3年度 実績値(参考)	令和4年度 実績値 (R5.3月末)	令和4年度実績値 算出根拠(算出式) 及び増減の理由	現在の主な課題	令和4年度 施策評価	令和5年度取組みへの主な工夫・配慮	関 係 課
75	女性や子どもへの暴力 の防止に関する啓発	DVのほか、性犯罪や売買春、人身売買、 ストーカー行為等女性の人権を著しく侵害する 暴力をなくすため正しい知識の普及を図り、 暴力等を容認しない環境づくりに努めます。 また、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」 期間に相談機関のチラシの配布などの 啓発活動を行います。	○窓口での掲示や配布、市ホームページや 広報紙(令和4年11月)において啓発に努め た。 ○主任児童委員部会において啓発物を配付 し普及啓発を図った。	DVIについて知識と して知っている人の 割合 H30: 41.2% R6: 50%	—	—	5年ごとに実施するアンケ ートのため、数値未確定	○配偶者暴力相談件数は、全国的に増加・ 高止まり傾向にあり、県及び市でも同様の状 況にある。	B	○相談窓口の周知を図るとともに、女性相談 センター等の関係機関と連携して相談に対す る対応と支援を行う。	子育て・健幸課
76	子どもへの虐待防止対 策の推進	虐待のリスクの高い家庭について、関係機関 と連携し、情報共有や定期的な見守りを行う とともに、早期対応ができる体制づくりに努め ます。また、SOSの出し方について、学校・ 家庭・地域に広く周知します。	○要保護児童対策及びDV対策地域協議会 において、実務者会議を年3回、ケース会議 を必要に応じて随時開催し、連携強化を図 るとともに、各学校では学級活動の時間等にお いて、SOSの出し方の指導を行った。	—	—	—	—	○虐待は家庭内に潜み、事実が表面化され ないことが多い。また、その状態が虐待であ ると子ども自身が認識していない場合もある (親の愛情だと考えている。))。	B	○SOSの出し方について、学校、家庭、地域 に広く周知するとともに、SOSが出しやすい 環境づくり、仕組みづくりを構築する。 ○迅速に適切な対応ができるよう中央子ども 相談センターや子育て支援センター、警察 等の関係機関との体制づくりを構築する。	学校教育課
77		人権擁護委員・岐阜地方務局職員等による 相談窓口(岐阜地方務局に設置「子ども の人権110番」)の普及に努めます。	○「子どもの人権110番」の開設を広報紙 (R4.8月号)で紹介した。また法務省と人権擁 護機関が発行する「子どもの人権SOSレ ター」をR4.6月に各学校等へ配布した。	—	—	—	—	○児童虐待の早期発見・対応のため、相談 窓口の周知が必要である。	B	○広報紙・市ホームページ等を通じて、岐阜 地方務局等の相談窓口を周知する。	市民総合相談室
78		関係機関と情報共有を図りながら、虐待防止 に向け、早期に発見・対応できるよう努めま す。また、養育環境の把握や子育てに関する 助言、情報提供を実施し、子育て家庭の孤立 化を防ぎ、健全な育成環境の確保に努めま す。	○各関係機関とのケース会議の実施や同行 訪問、情報共有等により対象者への支援を 行うとともに、生後4か月までの乳児がいる家 庭に保健師、助産師、母子保健推進員が訪 問(こんにちは赤ちゃん事業:370家庭を訪問) 等を行い、子育てに関する情報の提供、 育児相談を実施した。	—	—	—	—	○育児不安の強い保護者等に対して、早期 より継続的に関わる必要がある。	B	○中央子ども相談センターや市教育支援セ ンター等の関係機関と連携を図るとともに、 「こんにちは赤ちゃん事業」により、育児不安 の強い保護者等に対して、早期より継続的に 支援を行う。	子育て・健幸課
79		年々増加する児童虐待に関する相談につい て、相談窓口の強化を図るとともに、児童福 祉法に義務づけられた子ども家庭総合支援 拠点の整備を進めます。	○子育て相談センターと連携しながら子育て 世帯に対する包括的な支援を行った。 ○県実施の研修に参加し担当者のスキル アップを行った。	—	—	—	—	○複数の困難を抱えている家庭が多く、相談 内容が複雑化、多様化している。	B	○支援拠点と子育て包括支援センターの両 機能を併せ持つ子ども家庭センターの設置を 見据え、体制等の検討を行う。	子育て・健幸課
80	若年者に対する予防啓 発	若年者に対して、学校における道徳教育や 人権教育の中で、デートDVなど人権尊重と 暴力を許さない意識の醸成を図ります。	○教職員自身の人権感覚を高め、人権教育 に関する指導力の向上を図る研修の充実や 「ひびきあい活動」の取組みを充実させた。 ○一部の学校では、教職員を対象にコロナ・ ハラスメントやLGBTQ等(性的マイノリティ) への理解促進や学校での対応について研修 を行った。	—	—	—	—	○インターネット等による人権侵害、LGBTQ 等の性的少数者への偏見や差別など、学校 だけでは解決できない事案について、家庭や 地域、関係機関と連携して取り組む必要があ る。	B	○児童生徒が、多様化する人権課題に対す る自己啓発力や解決力を育むことができるよ う、学校、家庭、地域が一体となり、互いの関 わりを大切にした人権教育を推進する。	学校教育課
81	各種ハラスメントの防 止に向けた啓発	市民や事業所に対し、各種ハラスメントを未 然に防ぐため、関係機関と連携しながら、パ ンフレット等を配布するなど、正しい知識の普 及に努めます。	○セクシャル・パワーハラスメントのほか、昨 今のコロナハラスメントを含めた各種ハラスメ ント防止に関する市独自の啓発チラシを作成 し、市ホームページにおいて啓発に努めた。 ○羽島商工会議所を通じて、会議所の会員 1,460事業者へ同チラシを配布し、周知を図 った。	ハラスメントについ て知識として知って いる人の割合 H30: -% R6: 50%	—	—	5年ごとに実施するアンケ ートのため、数値未確定	○多様化するハラスメントについて最新の社 会情勢を注視し、正確な情報の提供に努め る必要がある。 ○市内は中小企業が大半であり、事業主の ハラスメントへの理解も異なるため、継続的 な啓発が必要である。	B	○最新の社会情勢を注視し、正確な情報の 発信に努める。 ○羽島商工会議所に会報等による会員への 周知を働きかける。	市民協働課 商工観光課

方針2 安心して生活できる社会づくり

(1) 安心して相談できる体制づくり

施策NO.	施策名	施策の具体的内容	令和4年度の主な取組実績・成果 (R5.3月末)	指標 基準値: H30 目標値: R6	令和3年度 実績値(参考)	令和4年度 実績値 (R5.3月末)	令和4年度実績値 算出根拠(算出式) 及び増減の理由	現在の主な課題	令和4年度 施策評価	令和5年度取組みへの主な工夫・配慮	関係課
82	配偶者やパートナーからの暴力・児童虐待に関する相談体制の充実	DV等被害者が潜在化しないよう相談しやすい窓口の設置を行うとともに、被害者の状況に応じた相談対応や助言ができるよう相談体制の充実に努めます。	○職員が女性の保護担当者研修会やDV被害者支援担当者研修会に積極的に参加したり、関係機関と連携することで、被害者の状況に応じた相談対応や助言を行うためのスキルアップに努めた。	—	—	—	—	○被害者の状況に応じた相談対応や助言を行うため、職員の知識、対応スキルの向上を適切に行う必要がある。	B	○女性相談センターが行う各種研修等を受講し、相談員の対応力の向上を図る。	子育て・健幸課
83	各種相談窓口の周知・啓発	DV相談窓口について、イクナビ、市子育てハンドブック、広報紙等に掲載するとともに、公共施設等に窓口の連絡先等を記載したカードを設置することで、相談窓口の周知・啓発の強化を図ります。	○イクナビ、市子育てハンドブック、広報紙(令和4年11月)及び市ホームページに相談窓口を掲載するとともに、本庁舎1階の窓口や保健センター窓口において相談窓口の連絡先を記載したカードを設置し、周知・啓発に努めた。	セクハラや、DVの被害にあった際に相談しなかった人の割合 H30: 52.9% R6: 40%	—	—	5年ごとに実施するアンケートのため、数値未確定	○継続的な周知・啓発を行う必要がある。	B	○気兼ねなく相談できるよう、公共施設の女性用トイレに相談窓口カードを配置する等、継続的な周知・啓発を行う。	子育て・健幸課

(2) DV等の対策の充実

84	被害者の安全確保	警察や県女性相談センター等の関係機関との連携を強化し、被害者やその同伴家族の安全確保を最優先として、必要な支援を受けることのできる体制の充実に努めます。	○要保護児童対策及びDV対策地域協議会等における協力体制の構築により、必要時の連携や情報共有による支援ができるよう、体制の充実に図った。	—	—	—	—	○本人の意思により、結局加害者のもとへ戻る事例も多い。	B	○適切な情報提供や助言を行い、安全確保を優先した保護や支援につなげる。	子育て・健幸課
85		被害者の住所等が加害者に知られることのないよう、DV及びストーカー行為等に係る住民基本台帳事務における支援措置について、関係自治体及び関係課が連携して、被害者情報の管理を適正に行います。	○「羽島市ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれに準ずる行為の被害者支援に関する住民基本台帳事務処理要綱」に基づき、支援措置事務及び情報連携の不開示設定を適切に行った。	—	—	—	—	○ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれに準ずる行為被害の最初の相談窓口になる場合もあり、関係部署と情報連携を強化し適切な相談先につなぐ必要がある。	B	○被害者の住所等が加害者に知られることのないよう、関係部署と連携し、「羽島市ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれに準ずる行為の被害者支援に関する住民基本台帳事務処理要綱」に基づき、支援措置を適正に行う。	市民課
86	自立のための支援体制の充実	被害者の個別状況の正確な理解に努めるとともに、本人の意思を尊重した支援を行います。また、被害者が安全かつ早期に自立に向けた生活が送れるよう関係機関等との連携を図り、適切な情報提供や経済的支援を行います。	○DV相談者に対するひとり親の支援制度に係る情報提供を行うとともに、継続的な自立支援に努めた。	—	—	—	—	○自立をした人にも継続して支援を行うため、自立後の生活における支援者の確保を行う必要がある。	B	○自立して新生活を始める場合には、新たな相談先や支援者の確保に努め、状況に応じて必要な支援を行う。	子育て・健幸課